

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成21年7月15日
【四半期会計期間】	第45期第2四半期（自平成21年3月1日至平成21年5月31日）
【会社名】	日医工株式会社
【英訳名】	Nichi-Iko Pharmaceutical Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 友一
【本店の所在の場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076(432)2121(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼財務部長 赤根 賢治
【最寄りの連絡場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076(432)2121(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼財務部長 赤根 賢治
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第45期 第2四半期連結 累計期間	第45期 第2四半期連結 会計期間	第44期
会計期間	自平成20年 12月1日 至平成21年 5月31日	自平成21年 3月1日 至平成21年 5月31日	自平成19年 12月1日 至平成20年 11月30日
売上高(千円)	26,676,449	13,735,799	42,841,243
経常利益(千円)	3,082,937	1,747,118	5,442,261
四半期(当期)純利益(千円)	1,622,226	1,097,797	3,442,384
純資産額(千円)	-	17,088,268	16,079,508
総資産額(千円)	-	56,020,268	50,982,877
1株当たり純資産額(円)	-	554.05	520.19
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	52.59	35.59	111.83
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	52.54	35.56	111.57
自己資本比率(%)	-	30.5	31.5
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	127,171	-	483,880
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	3,020,418	-	4,632,804
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	3,137,560	-	4,404,784
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	-	534,340	544,367
従業員数(人)	-	875	880

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

	平成21年5月31日現在
従業員数（人）	875 [175]

（注）従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び期間契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

	平成21年5月31日現在
従業員数（人）	629 [99]

（注）従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び期間契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を区分別に示すと、次のとおりであります。

区分	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
医療用医薬品(千円)	13,308,027
一般用医薬品他(千円)	15,789
合計	13,323,817

- (注) 1. 金額は、販売価格に換算しております。
2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当第2四半期連結会計期間における商品仕入実績を区分別に示すと、次のとおりであります。

区分	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
医療用医薬品(千円)	1,126,061
一般用医薬品他(千円)	67,596
合計	1,193,658

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当企業集団では、主に販売計画に基づいた生産計画により生産しております。
一部の子会社で受注生産を行っておりますが、受注額に重要性はありません。

(4) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を区分別に示すと、次のとおりであります。

区分	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
医療用医薬品(千円)	13,637,711
一般用医薬品他(千円)	98,087
合計	13,735,799

- (注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
(株)メディセオ・バルタックホールディングス	2,215,677	16.1
(株)スズケン	1,850,815	13.5
アルフレッサ(株)	1,679,382	12.2
東邦薬品(株)	1,455,007	10.6

2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、昨年後半に始まった急速な世界経済減速の影響を受けた企業収益の大幅減少及び雇用情勢の急速な悪化が継続しているものの、一部産業には鈍いながらも回復の兆しが見られるなど総じて景気悪化のテンポが緩やかになってまいりました。

医薬品業界におきましては平成20年4月に実施されたジェネリック医薬品の使用促進策である処方せん様式の再変更や診療報酬改定による後発医薬品調剤体制加算などの制度変更の実施や、DPC（急性期入院の包括制）導入のために準備していた232病院が7月以降に新たに対象病院に指定され、全国の1,284対象病院で入院医療における薬剤選択において低コストのジェネリック医薬品が検討されておりますが、ジェネリック医薬品市場全体の拡大スピードは緩やかで当初期待されたものに比べやや低調な進展となっております。

当社はジェネリック医薬品の品質・生産能力・生産性の向上を目的として富山県滑川市にある滑川第一工場に大型設備投資を行い、平成22年4月稼働にむけて順調に工事を進めております。

なお、グループ全体の生産効率をさらに高めるために、生産子会社であるマルコ製薬株式会社（愛知県春日井市）・オリエンタル薬品工業株式会社（山形県天童市）・テイコクメディクス株式会社（埼玉県さいたま市）の3社を平成21年6月1日に合併により統合し、合併後の存続会社の商号を「日医工ファーマ株式会社」として発足させております。

ジェネリック医薬品市場の拡大ペースが大きく進展しない中、当社独自に第5次中期経営計画「Honeycomb2012」（平成21年度から平成24年度）で掲げている6つのテーマを着実に実践する形で積極的な事業展開を図った結果、当第2四半期連結会計期間の業績は、売上高が137億35百万円、営業利益が17億78百万円、経常利益が17億47百万円、四半期純利益は10億97百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況の詳細は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、当第2四半期連結会計期間において13億47百万円の収入超過となりました。これは業容の拡大に伴う売上債権の増加が9億32百万円あったものの、税金等調整前四半期純利益の計上が17億11百万円あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、当第2四半期連結会計期間において4億98百万円の支出超過となりました。これは滑川第一工場の設備投資を主とした有形固定資産の取得による支出が2億97百万円あったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、当第2四半期連結会計期間において8億36百万円の支出超過となりました。これは借入金の純減少額が8億33百万円あったこと等によるものであります。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第1四半期連結会計期間末に比べ11百万円増加し、5億34百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当連結会計年度より第5次中期経営計画「Honeycomb2012(平成21年度から平成24年度までの4年間)」をスタートさせており、全項目について目標達成できるよう積極的に取り組んでまいります。

なお、当社は平成20年1月16日に開催された取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)及び「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を決定し、本プランにつきましては平成20年2月28日開催の当社定時株主総会において出席株主の議決権の過半数の賛同を得て可決され、当該定時株主総会の日をもって効力が発生しております。

その概要は以下のとおりです。

a. 会社の支配に関する基本方針

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。

大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断する為に必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、かかる買付け全てを一律的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉及び当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

従いまして、上記のような企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案又は、これに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

b. 本プラン導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同利益を確保し又は向上させることを目的として本プランを導入いたします。本プラン導入に関する当社の考え方は以下のとおりです。

当社は、ジェネリック医薬品メーカーとして事業を行っておりますが、社会の要請に的確に対応し、コーポレート・ガバナンスの徹底及び更なる体質強化を目指す中期経営計画の実行の中で上記1の基本方針に資する様々な取組みを実施しているところであります。

従いまして、当社が大規模買付者から大規模買付行為(下記c.(a)(イ)において定義されます。以下同様です。)の提案を受けた場合に、株主の皆様が、これら当社事業の状況及び当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値について、並びに具体的な買付提案の条件・方法等について十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行っていただくことが、極めて重要であると考えます。

また、株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い、当社事業特性及び上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会からの情報、並びに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の評価・意見等が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様にとってその情報を熟慮するための時間も十分確保されることが不可欠であると考えております。

さらに、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同利益の確保・向上の観点から、大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付者との交渉や代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのための必要時間も十分に確保されるべきであります。

当社取締役会は、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主共同利益の確保又は向上に資するものであるか否かの評価・検討等をした結果として、当該大規模買付行為が、当社の株券等を買集め多数派株主として自己の利益の追求のみを目的とした濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様が当社の株券等の売却を事実上強要し、又は、株主の皆様を当社の真実の企業価値を反映しない廉価で当社株券等を売却せざるを得ない状況に置くような態様である等、当社の企業価値ひいては株主共同利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を講じる必要があるものと考えます。

以上の考えに基づき、当社取締役会は、株主の皆様が買付に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断していただけるように、取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その内容の評価・検討に必要な時間を確保し、株主の皆様へ代替案を含めた判断のために必要な時間を提供することを目的として本大規模買付行為に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を定めることといたしました。

また、本プランは、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な評価・検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、又は、当社の企業価値ひいては株主共同利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。

従いまして、本プランはこれらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本プランの導入は、当社が定める「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

c. 本プランの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付行為に先立ち、事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に初めて大規模買付行為を開始することを認めるといいます。なお、大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

(a) 大規模買付ルール

(イ) 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランにおいては、次の若しくはに該当する行為又はこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け

当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、当社取締役会が予め承認した場合を除き、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、本プランに定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従う旨の誓約、その他一定の事項について日本語で記載した大規模買付意向表明書を当社の定める書式で提出していただきます。

(ハ)「大規模買付情報」の提供

大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、本プランに定められた手順に従い、当社に対して大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な日本語で記載された情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日（初日不算入とします。）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「大規模買付情報リスト」を大規模買付者の国内連絡先宛に発送し、且つ、株主の皆様の開示いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が客観的合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

(二) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間（いずれの場合も初日不算入とします。）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の決議に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入とします。）延長することができるものとします。

従いまして、大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様にご公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として株主の皆様にご提案を提示することもあります。

(b) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(イ) 対抗措置発動の条件

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主共同利益を著しく損なう買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主共同利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当な対抗措置を講じることといたします。

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、買付行為に関する大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主共同利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を講じることがあります。

(ロ) 対抗措置の内容

本プランにおける対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、下記の内容の新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置を講じることもあります。

<本新株予約権無償割当の概要>

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）の同数とします。

当社取締役会が定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき新株予約権1個の割合で無償で新株予約権を割当てします。

本新株予約権の無償割当の効力発生日は、本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める日とします。

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とします。

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

本新株予約権の行使条件は次の内容とします。

特定大規模保有者（注1）、特定大規模保有者の共同保有者、特定大規模買付者（注2）、特定大規模買付者の特別関係者、若しくはこれら乃至の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、これら乃至に該当する者の関連者（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。また、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき金銭等を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止又は撤回を決議した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

（注1）「特定大規模保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注2）「特定大規模買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(c) 本プランの合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(イ) 本プランの導入等に関する株主の皆様の意思の確認と有効期間、継続及び廃止

株主の皆様の意思の確認

本プランの導入、継続は、当社株主総会出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て可決されることを条件としており、株主の皆様のご意思が十分に反映することができるものであります。

有効期間、継続及び廃止

本プランの有効期間は、平成23年2月に開催予定の当社第46期定時株主総会の終結時までの3年間とし、以後、本プランの継続（一部修正した上での継続も含む）について3年ごとに株主総会の承認を得ることとします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、本プランについては、平成21年、22年に開催される当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討の上、その継続、廃止又は変更について決定します。

当社取締役会は、基本方針又は株主総会での承認の趣旨の範囲内、関連法令、上場証券取引所が定める上場制度等の変更、若しくはこれらの解釈、運用の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを変更する場合があります。

(ロ) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置いたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務精通者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会はこの諮問に基づき必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会が上記に記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主共同利益の確保又は向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。

独立委員会は、当該諮問に基づき必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(d) 株主・投資家の皆様に与える影響

(イ) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従いまして、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(ロ) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。

このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、当社取締役会がその中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がありますので、この点ご留意が必要となります。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

d. 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同利益を確保し又は向上させることを目的として導入するものです。

その導入・継続にあたりましては、当社株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て可決されることを条件としています。また、本プランの有効期間は当社第46期定時株主総会の終結時までの3年間ですが、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会によりいつでも廃止可能であり、取締役の任期も1年のため、本プランの有効期限の満了前であっても、定時株主総会毎に取締役選任議案に関する議決権の行使を通じていつでも本プランを廃止することができますので、株主の皆様のご意見が反映できる仕組みのものです。

さらに、本プランは、事前に公表しております合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、また一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断をはじめ本プランの合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置するなど、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

以上のとおり、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足するものであり、当社役員の恣意的な判断を排除するための仕組みが確保されており、当社取締役の地位の維持を目的としたものではありません。

<補足>

当社は、平成20年2月28日開催の定時株主総会終了後に開催した取締役会にて独立委員会委員として下記3名を選任しております。

(委員)

今村 元(いまむら はじめ)

当社社外監査役

弁護士

堀 仁志(ほり ひとし)

当社社外監査役

公認会計士 税理士

田中 清隆(たなか きよたか)

税理士

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する平成20年1月16日付プレスリリース「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)について」をご覧ください。(当社ウェブサイトアドレス http://www.nichiiko.co.jp/finance/gif/4541_2008011604.pdf)

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

なお、研究開発費の金額は、4億88百万円(対売上高比率3.6%)であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において当社グループでは、生産性の向上を図り、ジェネリック医薬品を安定供給する体制強化のため、滑川第一工場の製造設備を中心に4億97百万円の設備投資を実施いたしました。所要資金については、自己資金及び借入金を充当いたしました。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	67,200,000
計	67,200,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年7月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	31,204,917	31,204,917	(株)大阪証券取引所 (株)名古屋証券取引所 (各市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	31,204,917	31,204,917	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。

平成18年2月24日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	54
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,450(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年3月1日から 平成23年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,450 資本組入額 725
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要します。 2. 取締役、監査役が任期満了により退任した場合、執行役員及び従業員が定年退職した場合、その他正当な理由がある場合においては、権利行使できるものとします。ただし、執行役員及び従業員が自己都合により退職した場合は、この限りではありません。 3. 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとします。 4. 新株予約権の一部行使はできないものとします。 5. その他の条件については、取締役会の決議に定めるところによるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整します。ただし、この調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 新株予約権発行以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成21年3月1日～ 平成21年5月31日	-	31,204,917	-	3,064,257	-	1,600,000

(5) 【大株主の状況】

平成21年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
有限会社タムラ	富山県富山市弥生町一丁目8番19号	4,200	13.46
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,937	6.21
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り一丁目2番26号	1,524	4.89
ニプロ株式会社	大阪府大阪市北区本庄西三丁目9番3号	1,321	4.23
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,285	4.12
田村友一	富山県富山市	1,038	3.33
INVESTORS BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 スタンダード チャー タード銀行)	200 CLARENDON STREET P.O.BOX 9130 BOSTON, MA 02117-9130 (東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー21階)	669	2.14
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUSACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	618	1.98
株式会社メディセオ・パルタックホー ルディングス	東京都中央区八重洲二丁目7番15号	488	1.57
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	408	1.31
計	-	13,490	43.23

(注) 1. 上記の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1,937千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 1,285千株

2. シュローダー証券投信投資顧問株式会社ほか2社から、平成21年2月5日付で共同保有による大量保有報告書の変更報告書(No. 1)の写しの送付があり、平成21年1月30日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けましたが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書(No. 1)の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
シュローダー証券投信投資顧問株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目11番1号	588	1.88
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	英国EC2V 7QA ロンドン、グresham・ストリート31	637	2.04
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	英国EC2V 7QA ロンドン、グresham・ストリート31	74	0.24
計		1,300	4.17

3. フィデリティ投信株式会社ほか1社から、平成21年2月5日付で共同保有による大量保有報告書の写しの送付があり、平成21年1月30日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けましたが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号城山トラストタワー	1,442	4.62
エフエムアール エルエルシー	米国 02109 マサチューセッツ州ボストン、デヴォンシャー・ストリート82	316	1.01
計		1,758	5.64

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 362,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,817,500	308,175	-
単元未満株式	普通株式 25,017	-	1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	31,204,917	-	-
総株主の議決権	-	308,175	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権30個)含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が67株含まれております。

【自己株式等】

平成21年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日医工株式会社	富山県富山市総曲輪一丁目6番21	362,400	-	362,400	1.16
計	-	362,400	-	362,400	1.16

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 12月	平成21年 1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	2,900	3,260	3,040	2,910	2,830	2,935
最低(円)	2,330	2,605	2,705	2,565	2,625	2,580

(注) (株)大阪証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

役職の変動

氏名	新役名	新職名	旧役名	旧職名	異動年月日
河上大山	取締役	医薬開発本部長兼社長室・国際企画部担当	取締役	社長室長兼医薬開発本部長	平成21年5月1日
	取締役	社長室・医薬開発本部・国際企画部担当	取締役	医薬開発本部長兼社長室・国際企画部担当	平成21年6月1日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第2四半期連結会計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成20年12月1日から平成21年5月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年12月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,056,873	1,069,899
受取手形及び売掛金	4 19,045,464	4 17,309,599
有価証券	666	666
商品及び製品	9,325,350	8,930,847
仕掛品	2,006,540	1,916,461
原材料及び貯蔵品	2,761,740	2,350,801
その他	1,650,851	1,619,816
貸倒引当金	410,455	415,561
流動資産合計	35,437,031	32,782,529
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 5,143,863	1 5,354,713
機械装置及び運搬具(純額)	1 2,228,011	1 2,579,223
土地	3,414,764	3,416,059
建設仮勘定	4,160,030	1,694,893
その他(純額)	1 499,298	1 341,920
有形固定資産合計	15,445,968	13,386,810
無形固定資産		
のれん	3 983,910	3 963,771
その他	1,459,342	1,594,045
無形固定資産合計	2,443,252	2,557,816
投資その他の資産		
投資有価証券	1,298,240	1,136,419
その他	1,474,070	1,200,533
貸倒引当金	78,294	81,232
投資その他の資産合計	2,694,016	2,255,720
固定資産合計	20,583,237	18,200,347
資産合計	56,020,268	50,982,877

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4 10,956,357	4 10,128,210
短期借入金	12,648,077	13,247,336
1年内返済予定の長期借入金	1,173,579	892,738
未払法人税等	1,050,022	1,746,000
返品調整引当金	40,429	56,900
役員賞与引当金	-	27,500
その他	4 2,597,503	4 2,376,568
流動負債合計	28,465,967	28,475,255
固定負債		
長期借入金	6,926,068	2,894,783
退職給付引当金	2,510,830	2,515,752
その他	1,029,134	1,017,578
固定負債合計	10,466,032	6,428,113
負債合計	38,932,000	34,903,368
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,064,257	3,064,257
資本剰余金	1,836,918	1,837,092
利益剰余金	12,340,085	11,118,970
自己株式	426,427	255,341
株主資本合計	16,814,833	15,764,978
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9,607	49,973
土地再評価差額金	263,826	264,556
評価・換算差額等合計	273,434	314,529
純資産合計	17,088,268	16,079,508
負債純資産合計	56,020,268	50,982,877

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 2 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年12月 1 日 至 平成21年 5 月31日)
売上高	26,676,449
売上原価	14,639,446
売上総利益	12,037,002
返品調整引当金戻入額	16,471
差引売上総利益	12,053,473
販売費及び一般管理費	8,942,132
営業利益	3,111,341
営業外収益	
受取利息	1,195
受取配当金	4,075
負ののれん償却額	114,894
共同開発費用分担金	60,545
その他	69,740
営業外収益合計	250,451
営業外費用	
支払利息	140,737
手形売却損	48,217
その他	89,901
営業外費用合計	278,855
経常利益	3,082,937
特別利益	
固定資産売却益	2,432
貸倒引当金戻入額	8,045
その他	374
特別利益合計	10,851
特別損失	
たな卸資産評価損	384,510
固定資産処分損	17,134
減損損失	1,295
投資有価証券評価損	4,313
工場休止関連費用	21,005
その他	6,128
特別損失合計	434,387
税金等調整前四半期純利益	2,659,401
法人税等	1,037,175
四半期純利益	1,622,226

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	
売上高	13,735,799
売上原価	7,419,039
売上総利益	6,316,759
返品調整引当金繰入額	1,364
差引売上総利益	6,315,395
販売費及び一般管理費	4,536,844
営業利益	1,778,551
営業外収益	
受取利息	511
受取配当金	1
負ののれん償却額	57,447
共同開発費用分担金	33,660
その他	47,958
営業外収益合計	139,579
営業外費用	
支払利息	72,306
手形売却損	25,054
事業再編関連費用	37,281
その他	36,369
営業外費用合計	171,012
経常利益	1,747,118
特別利益	
固定資産売却益	204
投資有価証券評価損戻入益	2,411
その他	374
特別利益合計	2,990
特別損失	
固定資産処分損	16,173
減損損失	1,295
投資有価証券評価損	4,313
工場休止関連費用	10,250
その他	6,128
特別損失合計	38,160
税金等調整前四半期純利益	1,711,947
法人税等	614,150
四半期純利益	1,097,797

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年12月1日
至平成21年5月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	2,659,401
減価償却費	859,977
減損損失	1,295
のれん償却額	94,755
負ののれん償却額	114,894
貸倒引当金の増減額(は減少)	8,045
退職給付引当金の増減額(は減少)	4,922
返品調整引当金の増減額(は減少)	16,471
役員賞与引当金の増減額(は減少)	27,500
受取利息及び受取配当金	5,270
支払利息	140,737
固定資産売却損益(は益)	2,432
固定資産処分損益(は益)	17,134
投資有価証券評価損益(は益)	4,313
売上債権の増減額(は増加)	1,734,830
たな卸資産の増減額(は増加)	895,520
仕入債務の増減額(は減少)	828,146
その他	130,916
小計	1,664,959
利息及び配当金の受取額	5,318
利息の支払額	110,416
法人税等の支払額	1,687,032
営業活動によるキャッシュ・フロー	127,171
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	15,000
定期預金の払戻による収入	18,000
有価証券の売却による収入	666
有形固定資産の取得による支出	2,567,168
有形固定資産の売却による収入	2,370
無形固定資産の取得による支出	105,417
無形固定資産の売却による収入	158,000
投資有価証券の取得による支出	236,264
貸付金の回収による収入	413
その他	276,017
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,020,418

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
 (自平成20年12月1日
 至平成21年5月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	599,259
長期借入れによる収入	4,750,000
長期借入金の返済による支出	437,874
自己株式の取得による支出	187,634
自己株式の売却による収入	304
ストックオプションの行使による収入	16,070
リース債務の返済による支出	1,728
配当金の支払額	402,317
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,137,560
現金及び現金同等物に係る換算差額	3
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	10,026
現金及び現金同等物の期首残高	544,367
現金及び現金同等物の四半期末残高	534,340

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年5月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>棚卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有する棚卸資産については、従来、総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。</p> <p>なお、本会計基準を期首在庫の評価から適用したとみなし、期首在庫に含まれる変更差額を「たな卸資産評価損」として特別損失に384,510千円計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益は142,100千円増加し、税金等調整前四半期純利益は242,409千円減少しております。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の変更</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成19年3月30日改正 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成19年3月30日改正 企業会計基準適用指針第16号）を第1四半期連結会計期間から早期適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、リース取引開始日がリース会計適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年5月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産につきましては、当連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年5月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

【追加情報】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年5月31日)
有形固定資産の耐用年数の変更	平成20年度の法人税法改正を契機に、当社及び連結子会社は機械設備について第1四半期連結会計期間より耐用年数の変更を行っております。この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の売上総利益が47,096千円、営業利益及び経常利益が45,894千円、税金等調整前四半期純利益が45,978千円それぞれ増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年5月31日)	前連結会計年度末 (平成20年11月30日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 17,389,127千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 16,938,449千円
2. 受取手形割引高 4,590,727千円	2. 受取手形割引高 4,794,036千円
3. のれん及び負ののれんの表示 のれん1,250,961千円と負ののれん267,051千円を相殺した差額983,910千円を固定資産の「のれん」に計上しております。	3. のれん及び負ののれんの表示 のれん1,345,717千円と負ののれん381,945千円を相殺した差額963,771千円を固定資産の「のれん」に計上しております。
4. 当第2四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日であり、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当第2四半期連結会計期間末日満期手形の金額は次のとおりであります。	4. 当連結会計年度の末日は金融機関の休日であり、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形の金額は次のとおりであります。
受取手形 44,297千円	受取手形 57,087千円
割引手形 711,849千円	割引手形 606,105千円
支払手形 409,455千円	支払手形 334,000千円
流動負債その他(設備支払手形) 19,351千円	流動負債その他(設備支払手形) 23,743千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年5月31日)	
販売費及び一般管理費に含まれている主な費目	
販売促進費	3,256,738千円
給料及び手当等	2,214,812千円
退職給付費用	88,102千円
のれん償却額	94,755千円

当第2四半期連結会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	
販売費及び一般管理費に含まれている主な費目	
販売促進費	1,680,374千円
給料及び手当等	1,107,353千円
退職給付費用	35,064千円
貸倒引当金繰入額	899千円
のれん償却額	47,377千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年5月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年5月31日現在)	
現金及び預金勘定	1,056,873千円
預入期間が3か月を超える定期預金	522,532千円
現金及び現金同等物	534,340千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年5月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年12月1日至平成21年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	31,204,917

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	362,467

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年2月26日 定時株主総会	普通株式	401,840	利益剰余金	13.00	平成20年11月30日	平成21年2月27日

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年7月14日 取締役会	普通株式	462,636	利益剰余金	15.00	平成21年5月31日	平成21年8月13日

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年12月1日 至平成21年5月31日)

単一セグメント(医薬品事業)のため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年12月1日 至平成21年5月31日)

在外子会社等がないため、所在地別セグメント情報は記載していません。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年12月1日 至平成21年5月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年5月31日)	前連結会計年度末 (平成20年11月30日)
1株当たり純資産額 554.05 円	1株当たり純資産額 520.19 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年5月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額 52.59 円	1株当たり四半期純利益金額 35.59 円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 52.54 円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 35.56 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年5月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	1,622,226	1,097,797
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,622,226	1,097,797
期中平均株式数(株)	30,848,767	30,842,784
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	29,696	25,642
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

共通支配下の取引等関係

(連結子会社3社の合併及び商号変更について)

平成20年12月1日開催の当社取締役会決議に基づき、当社の連結子会社であるマルコ製薬株式会社、オリエンタル薬品工業株式会社及びテイコクメディックス株式会社を、平成21年6月1日をもって合併により統合し、合併後の存続会社の商号を日医工ファーマ株式会社といたしました。

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

マルコ製薬株式会社、オリエンタル薬品工業株式会社及びテイコクメディックス株式会社(内容:医薬品の製造及び販売)

(2) 企業結合の法的形式

マルコ製薬株式会社を存続会社とする吸収合併方式とし、オリエンタル薬品工業株式会社及びテイコクメディックス株式会社は平成21年6月1日付けで解散しております。

(3) 結合後企業の名称

日医工ファーマ株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

今後の環境変化に迅速に対応するために生産子会社を統合し、経営判断のスピードを高めることが必要と判断し、より効率的な生産体制の確立により品質向上とコストシナジーを一層高めることを目的としております。

2. 合併比率及びその算定方法、企業結合後に増加する資本金の額

本合併は、当社の100%子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

2【その他】

平成21年7月14日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(1) 中間配当による配当金の総額 462,636千円

(2) 1株当たりの金額 15円00銭

(3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成21年8月13日

(注) 平成21年5月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月14日

日医工株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山川 勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日医工株式会社の平成20年12月1日から平成21年11月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年12月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日医工株式会社及び連結子会社の平成21年5月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載のとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。